件名	松前町町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則
主管課	まちづくり課
関係課	
改正対象	松前町町営住宅管理条例施行規則(平成25年松前町規則第2号)
根拠法令等	① 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第9条
	② 公営住宅法施行規則(昭和26年省令第19号)第11条及び第12条
	③ 住宅地区改良法施行令(昭和35年政令128号)第12条
制定(改正)	① 新たに同居しようとする者を加えた世帯の収入が、収入限度額を超
理由	える場合は同居を承認することはできないが、同居の理由が婚姻や
	養子縁組による場合は、特別な事情として収入限度額を超過しても
	承認できるようにするため。(第9条)
	② 同居を承認する者の対象に精神障がい者及び知的障がい者を加える
	ため。(第9条)
	③ 現在同居している者の居住の安定を図るため、入居者の死亡等によ
	る同居者への承継の収入限度額を、高額所得者として認定する額と
	同額まで引き上げ、条例第31条第1項の明渡し請求ができず、かつ、
	承継承認もできない階層をなくすため。(第10条)
	④ 現在同居している者の居住の安定を図るため、入居者の死亡等によ
	り同居していた老人等以外の者が、単身となっても承継の承認がで
#IF (747)	きるようにするため。(第10条)
制定(改正)	①第9条第2項ただし書の規定により、新たに同居しようとする者を加ったな収みが、収み関度額150,000円(・燃料サンな扱うスサークは、承認
の主な内容	えた収入が、収入限度額158,000円(一般世帯)を超える場合は、承認 できないことになっているが、第1号に該当する者は特別な事情があ
	る者として適用から除く。
	②新たに同居しようとする者が、高齢者又は身体障がい者に該当する者
	で、同居しなければ生活の維持が困難であると認められる者は、承認
	できることになっているが、精神障がい者及び知的障がい者に該当す
	る者等も同様の取扱いとする。町営住宅入居の際に、身体障がい者、
	精神障がい者及び知的障がい者については裁量階層として、一般階層
	より収入限度額を引き上げて要件設定していることに準ずる。
	③入居者の死亡等による承継の後における収入が、条例第5条第1項第
	3号の規定による収入限度額158,000円(一般世帯)を超える場合は、
	承認できないことになっているが、法令で定められている収入限度額
	313,000円 (明渡請求の基準額) まで引き上げる。
	④ 入居者の死亡等による承継の後における者が、老人等に該当せず、
	かつ、同居者がいない場合は承認できないことになっているが、こ
L	1

れを是正する。

- ・第6条の見出しを「入居者の選考」から「優先入居の要件」へ改める。
- ・町営住宅に同居する場合と改良住宅に同居する場合で、収入限度額が 異なるため、第21条に追加して明記する。
- ・様式第17号及び第18号を改正する。

施 行 日

公布の日

【その他参考事項】